

連絡協議会だより

－第2回－

平成27年11月1日発行

枚方市・京田辺市可燃ごみ広域処理に関する連絡協議会事務局

第2回 枚方市・京田辺市

可燃ごみ広域処理に関する連絡協議会を開催

平成27年10月23日、京田辺市役所において「第2回枚方市・京田辺市可燃ごみ広域処理に関する連絡協議会」（以下、「連絡協議会」という。）を開催しました。

この協議では、両市で一部事務組合を設立して事業を進めることや計画・建設、管理運営にかかる両市の費用負担割合について、協議・確認しました。

連絡協議会は、枚方市穂谷川清掃工場第3プラント及び京田辺市環境衛生センター甘南備園焼却施設の後継施設となる共同処理施設の整備に向けた事業の推進を図ることを目的として、平成27年7月に設置したものです。



（委員）

左手前より 枚方市伏見市長、阪本環境事業部長

右手前より 京田辺市石井市長、鞍掛副市長、

吉岡経済環境部長

第2回連絡協議会の概要

案件1. 事業実施主体について

可燃ごみ広域処理施設に係る事業実施主体^(※1)については、枚方市・京田辺市がごみ処理に係る費用や事務の応分負担など、負担の公平性の確保を図りながら、施設の共同建設並びに運営を行える方式として、地方自治法の規定に基づく『一部事務組合^(※2)』を設立する。

案件2. 費用負担について

事業の実施にあたり必要な経費を両市で負担するものであり、施設整備に係る計画に関する費用及び建設に関する費用については、「ごみ量割^(※3) 90%、均等割^(※4) 10%」とし、施設稼働後の施設管理運営に関する費用については、「ごみ量割」とする。

案件3. 今後の取り組みについて

次回の連絡協議会では、一部事務組合の組織体制等について協議を行う。

- ※1 事業実施主体とは、枚方市及び京田辺市が共同して可燃ごみの広域処理を進めていく事業体をいう。地方自治法上の共同処理制度として、一部事務組合、広域連合、機関等の共同設置、事務の委託、事務の代替執行、協議会、連携協約の7つの制度がある。
- ※2 一部事務組合とは、地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体をいう。枚方市では北河内4市リサイクル施設組合や枚方寝屋川消防組合があり、京田辺市では近隣に宇治市や城陽市など府南部6市町による城南衛生管理組合がある。
- ※3 ごみ量割とは、ごみ量による比率按分により負担を行うこと。
- ※4 均等割とは、両市が同額の負担を行うこと。



(写真)

左 枚方市伏見市長
右 京田辺市石井市長

《 お問い合わせについて 》

新ごみ処理施設の整備に関して、ご質問等がありましたら、お気軽にお問い合わせください。また、両市のホームページに掲載していますので、併せてご覧ください。

- 枚方市環境事業部東部清掃工場後継施設整備担当 電話 : 072-896-1571
ホームページは、枚方市 (<http://www.city.hirakata.osaka.jp/>) >組織一覧>環境事業部>東部清掃工場>枚方市・京田辺市可燃ごみ広域処理に関する連絡協議会
- 京田辺市経済環境部ごみ広域処理推進課 電話 : 0774-68-1288、072-896-1570
ホームページは、京田辺市 (<http://www.kyotanabe.jp/>) >各課の窓口>ごみ広域処理推進課>枚方市・京田辺市可燃ごみ広域処理に関する連絡協議会

発行：枚方市・京田辺市可燃ごみ広域処理に関する連絡協議会事務局
住所：大阪府枚方市大字尊延寺 2949 番地 東部清掃工場 2階事務所